



鳥取県公報

平成16年 4月27日(火)
第 7 5 8 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | | |
|------|---|---|
| 告 示 | 森林病虫害の駆除命令 (347) (西部総合事務所農林局) | 1 |
| | 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (348) (協働推進室) | 2 |
| | 土地改良区の定款の変更の認可 (3件) (349~351) (耕地課) | 2 |
| 調達公告 | 一般競争入札の実施 (議会議務局総務課) | 3 |

告 示

鳥取県告示第347号

森林病虫害等防除法 (昭和25年法律第53号) 第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 4月27日

鳥取県西部総合事務所長 青 木 茂

1 区域及び期間

(1) 区域

西伯郡日吉津村、淀江町及び大山町の各一部 (別紙のとおりとする。)

(2) 期間

平成16年 6月1日から同年 7月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、1の(1)に掲げる区域において地上から薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する総合事務所の長に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、西部総合事務所農林局並びに係市役所及び町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第348号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成16年6月15日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成16年4月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 申請のあった年月日

平成16年4月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 のんびりハウス

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

森反 美千子

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市皆生五丁目8-25

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者に対して、生活支援に関する事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り広く公益に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第349号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、気高町土地改良区の定款の変更を平成16年4月21日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成16年4月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第350号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、大原土地改良区の定款の変更を平成16年4月21日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成16年4月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第351号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、箕蚊屋土地改良区の定款の変更を平成16年4月21日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成16年4月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次とおり公告する。

平成16年4月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

議会事務関係資料データ入力業務 一式

(2) 調達案件の概要

グループウェア「Lotus Notes R5.0」を利用して作成した議会事務関係資料データベースへのデータ登録業務

(3) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(4) 履行期間

契約の締結の日の翌日から平成16年8月23日（月）まで

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成16年4月27日（火）から同年5月24日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) この公告の前日2年間に、次のいずれかの業務と同種の業務の委託契約を国又は地方公共団体と締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

ア データベースへのデータ登録業務

イ データパンチ業務

3 契約担当部局

鳥取県議会事務局総務課

4 入札手続等

(1) 入札説明書の交付場所及び入札に係る問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220（県議会棟2階）

鳥取県議会事務局総務課

電話 0857 - 26 - 7882

(2) 郵便等による入札

不可とする。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年5月24日(月)午後1時30分

イ 場所 鳥取県庁第2議員応接室(県議会棟2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格を有することを証明する書類を4の(1)の場所に、平成16年5月17日(月)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。